

令和8年10月7日	資料1
令和8年度第2回 山梨県地域医療構想調整会議 (中北構想区域)	

病床数適正化緊急支援事業の実施について

山梨県福祉保健部医務課

1. 病床数適正化緊急支援事業の概要

(1) 経緯

- 国は、医療機関の入院医療の継続が困難な状況を鑑み、R6年度補正予算において「病床数適正化支援事業」を計上。病床数の適正化を図るために病床削減を行う医療機関に対し、削減病床1床あたり4,104千円の支援を実施。（令和7年度に事業開始。本県では同年度中に12病院136床の削減を実施）
- 国は、令和7年度補正予算において、引き続き「病床数適正化緊急支援事業」を計上し、令和8年度事業として国要綱に基づき、本事業を実施することとなった。

(2) 令和8年度事業の概要

事業目的	効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援
支給対象	病院（一般・療養・精神病床）、有床診療所
支給要件	令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数の削減を行う（行った）医療機関 ※この他、令和7年度事業や国の調査において事業計画等を提出するなどして昨年度中に国に削減以降を示した上で、削減を行った医療機関等においては、一部令和6年12月17日以降に削減した病床も支給対象となる。
給付額	削減した病床1床につき 4,104 千円（ただし、休棟の休床の場合は2,052 千円）
給付までの流れ	<div>【医療機関】 交付申請 ※今年度複数回の 申請受付予定</div>  <div>【都道府県】 申請内容を審査⇒国（基金管理団体）へ提出 ※協議が必要な案件は地域医療構想調整会議で協議</div>  <div>【基金管理団体】 申請内容審査・ 給付金交付</div>

(3) 地域医療構想調整会議への協議が必要となる案件について

- 以下の場合に該当する案件は、地域医療構想調整会議において地域医療への影響等について協議することとされている。

- ①削減により入院医療の受け入れを停止する場合
- ②現に患者が入院している病床を削減する場合
- ③病床数をあわせて100床以上削減する場合
- ④その他、都道府県において議論が必要と認める場合

※令和7年12月16日以前に既に削減された病床は協議不要（国Q&Aより）



本日は、当該医療圏の各医療機関の申請意向の状況を共有（報告事項）するとともに、協議が必要な案件について、委員の皆様のご意見を伺いたい（協議事項）。
※今回中北医療圏においては報告事項のみとなります。

2. 申請医療機関の状況について

➤ 中北医療圏の医療機関から、以下のとおり本事業の申請意向が示された。

(1) 圏域全体の状況				削減病床の内訳(病床区分)		削減対象病床の状況(稼働状況)		
申請状況		削減病床の内訳(病床種別)		病床種別	病床数	病棟の状況	削減病床の稼働状況	病床数
申請医療機関数	1 医療機関	一般病床	1 2 床	急性期	1 2 床	稼働病棟	稼働病床	0 床
		療養病床	0 床	回復期	0 床		非稼働病床	1 2 床
削減病床数	1 2 床	精神病床	0 床	慢性期	0 床	休棟	休床	0 床
		計	1 2 床	精神病床	0 床		計	1 2 床
				休棟中等	0 床			
				計	1 2 床			

(2) 申請予定医療機関一覧(病棟別に掲載)

医療機関名	削減病棟	病床稼働率	病床種別	病床区分	許可病床数	削減病床数	削減病床の稼働状況	削減病床の入院患者の有無	削減時期	協議要否
韮崎市立病院	病棟3階	68.1%	一般	急性期	50床	8床	非稼働病床	なし	R9.9	不要
	病棟4階	32.2%	一般	急性期	48床	4床	非稼働病床	なし	R9.9	不要



上記申請については、県において認定後、国の審査等、所定の手続を進めていく。